

中小零細企業への支援政策と雇用対策

(MEMO)

1. 補償、(生活)保障、支援、保護

(COMPENSATION、(SOCIAL) SECURITY、GUARANTEE、の区別)

補償 (つぐない) = 福島第1原発事故被害者など (加害者あり)

保障 (生活保障) = 個人対象、基本中の基本、これが日本はダメ

支援 (政策対応) = 一般企業 (原則として現金給付はない)

保護 (安全保障) = 農林水産業、重要文化財、高い公共性他

2. 持続化給付金 (MAX 200万円：個人事業主は100万円)

金額が小さくて話にならない ⇒ 複数回繰り返せば財政破綻
一種のバラマキ = 効果薄い、バランス欠如・モラルハザード

3. 雇用調整助成金 (原資は失業保険)

休業手当は企業の法的義務ではない (厚労省) ⇒ 払われない

金額足りない：60%×90% (のち100%) 上限8,330円

企業のネコババ・リスク ⇒ 国が直接給付すればよい

失業手当給付 (失業非保険者は？ 本当に失業したら？)

4. 貸出金

金額小さい、無利息期間短い、償還期限早い、小口以外は嚴重
審査必要

5. 地方自治体の休業補償金など

金額が小さくて話にならない ⇒ 財源なく、くり返せない

(原資) 臨時交付金のバラマキ ⇒ 効果薄い・選挙目当て？

東京、大阪、横浜はオリンピック・カジノ・万博を中止して支援せよ

6. 個人事業主・フリーランスの多様化 (個人は保障、事業は支援)